

保護具着用管理責任者教育

新たに“化学物質の製造・取扱い時にも適用！”

～ 令和6年4月から義務化!! ～

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となりました。本教育は、この「保護具着用管理責任者」を養成する教育です。

記

1. 開催日時 令和7年8月8日（金）9：30～17：00
2. 場 所 関西労働衛生ビル 6階 講習室
大阪市中央区常盤町2丁目1-12



※ 別紙地図参照 ※受講者用駐車場・駐輪場はございません！

3. 申込先

① 受講申込書にご記入の上、FAXまたはEmail（添付ファイル）にて送信してください。

【FAX:072-846-5414/Email:jimukyoku@kork.or.jp】

② 受講料を下記口座にお振込み下さい。

【りそな銀行 枚方支店 普通預金 6114466

公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部】

※振込手数料は申込者にてご負担願います。

※振込名義は事業所名でお願いします。

※手続きは講習日の1週間前までにお願いします。

③ 上記、① ②を確認しましたら受講票・領収書等を送付します。

4. 受講料

保護具着用管理責任者教育	
会 員	14,000円（テキスト代・税込み）
非 会 員	15,000円（テキスト代・税込み）

※申込手続き終了後は、受講料金は返金いたしませんのでご了承下さい。

5. 締 切 日 講習日の1週間前又は30名（定員になり次第締切ります。）

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

課 目	範 囲	時 間
1 保護具着用管理	① 保護具着用管理責任者の役割と職務 ② 保護具に関する教育の方法	9 : 30～10 : 00 【0.5H】
2 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	10 : 00～10 : 30 【0.5H】
3 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	10 : 30～11 : 40 【1H】 ※休憩 10 分含む
昼 休 憩		
4 保護具に関する知識	① 保護具の適正な選択に関すること。 ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 保護具の保守管理に関すること。	12 : 30～15 : 50 【3H】 ※休憩 20 分含む
5 保護具の使用手法等	① 保護具の適正な選択に関すること。 ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③ 保護具の保守管理に関すること。	15 : 50～17 : 00 【1H】 ※休憩 10 分含む
	修 了 証 交 付	17 : 00

教育会場： 関西労働衛生ビル 6階 講習室
 (〒540-0028 大阪市中央区常盤町 2-1-12)



大阪メトロ地下鉄

- ・ 谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車 (6号出口) 4分
- ・ 堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車 (1号出口) 8分

※受講者用駐車場・駐輪場はございません！公共交通機関でお越し下さい。

受講希望日

令和7年8月8日

保護具着用管理責任者教育

受講申込書・修了者台帳

		※受付番号	
※修了証番号		※修了証 交付年月日	
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生
現住所	〒 _____ TEL ()		
勤務先	会社名	TEL ()	FAX () Email :
	所在地	〒 _____	
	連絡先	担当者名	部課名 TEL () FAX ()
事業場の種類 (該当するものを ○で囲んで下さい)	建設業	製造業	電気業 ガス業 その他産業
備考			

令和 年 月 日

公益社団法人 大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部長 殿

《個人情報について》
個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用致しません。